

# 「子どもの適切なネット等活用促進事業」運營業務 委託仕様書

## 1. 趣旨・背景

近年、インターネットやスマホ、SNSなどの普及に伴い、子どもたちを取り巻くネットの利用環境は大きく変化しており、家庭での過ごし方も、ネットを経由したゲームやコミュニケーションに多くの時間を充てるようになってきている。

子どもたちがネットやSNS等に接する時間が増え、ネット依存やSNSをめぐるトラブルに巻き込まれることが懸念されている。

こうした現状を踏まえ、子どもたちがコミュニケーションツールやテクノロジーに振り回されることなく、これらを上手に使いこなしながら快適なコミュニケーションを図り、お互いを尊重し、自律に努めることで、自分らしく伸び伸びと生活を送れるよう環境づくりに取り組む必要がある。

## 2. 事業概要

スマホやネットの依存傾向が増加している市内小中学生を対象に、日常生活でのネットやスマホの利用を振り返り、自然や仲間とふれあうことを中心とした体験やワークショップを通じて、ネットリテラシーを身につけることを目的に、里山や海など神戸の豊かな自然を活用した日帰りイベントを実施する。

## 3. 委託業務内容

受託者が行う業務は、当事業を実施するために必要なすべての業務とすること。

### (1) 自然体験活動の企画・運営

里山や海などでの体験活動、野外活動を安全管理に配慮のうえ、イベントを実施すること。昨今スマホやネットへの依存傾向が高まっている子どもたちが、自然に触れながら仲間同士で支え合うことで、自己肯定感を高め、ネットやスマホとの上手な付き合い方について考えられる機会になるよう、プログラムを構成し、必要に応じて外部講師の斡旋や補助職員（学生を含むボランティア経験者等）を配置のうえ、事業を実施すること。

### (2) ワークショップの企画・運営

参加者が自らのスマホやネット利用について考え議論するワークショップを実施すること。ワークショップに係る運営や準備等（ワークショップのプログラム設計、議論のファシリテート、議論に係る参加者との事前調整、議論に必要な資料や教材の準備等）を行うこと。実施内容は、有識者の監修を受ける等、子どものネットやスマホ依存に関する専門的な知見を踏まえて設計すること。  
※ワークショップの効果と同等以上のものが得られる場合は、代替案の提案も可能とする。

### (3) 業務に関する事前打合せ（随時）

受託者は、随時、神戸市と事業の実施に必要な打合せを行うこと。

### (4) 参加者の募集等

市と調整のうえ、小学生から中学生までを対象に参加者の募集を行い、本事業の参加者を決定すること。日帰りイベントを2回実施し、参加者は各回異なる想定で、計60人程度に参加機会を提

供するものであること。参加者確保のために必要なプロモーションを行うこと。また、参加数を最大化するために参加辞退者数を減らすような工夫すること。

参加数	約 30 名×2 回（各回別々の参加者を想定）
対象	神戸市内在住または神戸市内に通学する小中学生

#### (5) 事業実施体制の構築

本事業を円滑に遂行するため、青少年教育、野外活動、キャンプ活動、レクリエーション等の知識・技能を有する人員を必要数確保すること。

#### (6) 実施場所の確保及び利用に関する調整

日帰りイベントで利用する実施場所は受託者が神戸市内で確保すること。また、利用の調整にあたっては、施設利用、飲食提供に伴うアレルギー対応、その他必要な事項等の事前調整を行うこと。

#### (7) 事業効果の検証・提案

アンケートやその他の方法による本事業の効果検証ならびに次年度に向けた提案・提言を提出すること。次年度に向けた提案・提言については、複数の案を提出すること。

#### (8) 事業実施報告書の提出

上記(1)～(7)の結果を報告書にまとめ、契約期間終了（令和 8 年 12 月 31 日（木））までに提出すること。

なお、プログラム実施時に作成した教材等は、編集可能なデータ形式で事業実施報告書とともに提出すること。

## 4. 実施期間

契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日（月）

※土日・祝祭日等の休校日に合わせ、実施期間内に体験活動を実施すること。

※ただし、やむを得ない事情により、上記日程で実施困難な場合は、神戸市と相談の上、実施日の変更も可能とする。

## 5. 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 31 日（木）まで

## 6. 留意事項

### (1) 再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

### (2) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

### (3) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後に

においても同様とする。

(4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(6) その他

本事業にあたっては、本市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ遵守特記事項を遵守して実施すること。以下神戸市ホームページ参照

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

以上